

社説

ronsetu@mainichi.co.jp

面会めぐる争い

離婚に伴う親権、さらに離婚後の子供との面会をめぐる争いに一石を投じたのではないか。

別居中の両親が、9歳の長女の親権を争った訴訟で、東京高裁が長女と同居する母親を親権者とする判決を言い渡した。

この訴訟では、離れて暮らす父親が、離婚して親権を得た場合に年間

理人は、7年前に母親が無断で子供を実家に連れ帰った経緯を指摘し、「先に子供を連れ去り、もう一方の親の悪口を吹き込めばいいということになってしまふ」と批判した。

子供の平穏な生活が妨げられることは両親の本意ではないだろう。適切な面会の実現など、双方が妥協点を探ることが大切だ。

離婚件数は年間約22万件に達する。少子化の影響もあり、子供の奪

まず、優先すべきは争いに巻き込まれてしまう子供の意思や利益を十分に尊重し、幸福を考えることだ。13年に家事事件手続法が施行され、おおむね10歳以上の子供は、離婚や面会をめぐる調停に参与できるようになった。弁護士を代理人として依頼できる権限も認められた。

両親の争いは泥仕合になりがちだ。第三者的な「子供の代理人」が入れば、子供にとってよりよい解決策を導くことが期待できる。

積極的に活用すべきだ。争いを未然に防ぐため、公的機関を含めた相談態勢を充

子供の幸福を最優先に

100日の面会を母親に認めると1審で主張した。千葉家裁松戸支部はこれを評価し、父親の親権を認めた。相手側に友好的な「寛容性の原則」を重くみた異例の判断だった。

一方、東京高裁は、長女が安定した学校生活を送っていることや、母親と一緒に暮らしたいと言っている事情を重くみた。従来通りの「継続性の原則」に沿った司法判断だ。判決の評価は難しい。父親側の代

い合いも少なくない。離れて暮らす親が子供との面会交流を求め家裁に起こす調停の件数もこの10年で倍増し、年間1万2000件を超える。2012年に施行された改正民法

で、離婚の際に子供の利益を優先して、面会交流や養育費の支払いについて取り決めることが明記された。だが、面会の日数でもめたり、約束した面会が実現しなかったりするケースが少なくないという。

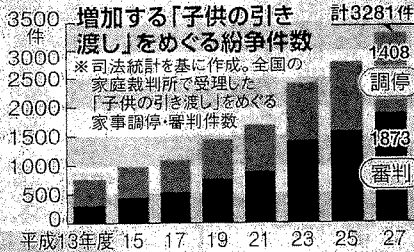
実させることも喫緊の課題だ。婦人相談所や各市町村などが自主的に設置する女性センターがあるが、ドメスティックバイオレンス(DV)などへの対応に追われ、面会相談まで手が回っていない。

面会の実現を図るための法案を議員立法で今国会に提出する動きもある。結婚の破綻は子供の責任ではない。子供への悪影響を最小限に抑える方策を考えるのが大人の務めだ。

「母子面会 年100日約束」父に親権

妻側反論「子供の意思無視」

「寛容な親優先」どう判断



別居中の40代の夫妻が長女(9)と同居中の親権を争った訴訟の控訴審判決が26日、東京高裁(菊池洋一裁判長)で言い渡される。1審は、子供と同居中の親や母親を有利とする従来基準を適用せず、夫が妻に年100日の面会を約束したことを評価し、夫へ長女を引き渡すよう妻に命令。欧米的な「フレンドリーペアレントルール」(より相手に寛容な親を優先する基準)が初適用された判例として注目された。

あす控訴審判決

親権争いでは従来、同居中の親を優先する「継続性の原則」や、母親を優先する「母親優先の原則」が重視されてきた。

しかし昨年3月の1審千葉家裁松戸支部の判決は、父親の面会を月1回程度と望む妻に対し、夫は年100日の母親の面会を約束していることを重視。「長女が両親の愛を受け成長するために夫に養育される方がよい」として、長女の引き渡しを妻に命じた。

問われる幸せ

今回の親権訴訟は「両親が別居・離婚した子供の幸せはどうしたら実現されるのか」という命題が問われているといえる。しかし子供の幸せのあり方をめぐると夫側と妻側の考え方は真向対立。専門家は離婚後も両親の関係を修復して子供の利益を守る仕組みを構築する必要を訴えている。

「親権争いで有利にするため、一方の親による子供

の無断連れ去りや、ドメスティックバイオレンス(DV)の主張は多い」

夫の代理人、上野寛弁護士はそう話す。

「妻側のDVの主張を裁判官が重視し、証拠もなくDVが認定されたケースは多い。DVが事実の場合もあるが、実際は単なる夫婦げんかのこともある。認定は慎重であるべきだ」

実際、今回の訴訟で妻は

「夫にDVがあった」と主張。だが1審判決は「DVはなかった」と判断した。

DV冤罪横行?

2審で争点化した「子供の意思」についても上野弁護士の慎重な立場だ。「子供の意思と、子供の利益は別だ。意思は大切だが絶対的正義とすべきではない」

「両親が離婚しても、双方から愛されるのが子供の幸せだと1審は判断した。2審も同様の判断が示されることを望む」と話した。

一方、妻を支援する団体「全国女性性シールド・ネット」の近藤恵子理事は「DVが犯罪というのは加害者の論理だ。支援に当たったケースで冤罪DVはゼロ。今回の事例でも私たちは夫にDVに当たる行為があったと考えている」という。

夫側の「子供を不当に連れ去った」との主張にも、「実態はDVから自身と子供を守るための緊急避難だった」と指摘した。

近藤理事は「子供はどんなに幼くても意思を表明できる。一方の親による『洗脳』などはあり得ない」と子供「の意思の重要性を指摘。1審は夫に子供を引き渡すことが子供の利益になるとしたが、その根拠は

文科省が開示した天下り想定問答の要旨は次の通り。

【吉田元局長用】

Q 再就職の経緯は、

A 退職後の2015年8月5日、文科省の先輩(OB)から電話があった。早稲田大が高等教育行政に詳しい人材を求めているという内容で、挑戦したいと即答。6日に早稲田の副総長と面談。調整は先輩が行った。下旬に必要書類を提出、10月1日付で採用された。

Q 在職中、早大と利害関係はあったか。

A 高等教育局長として私大設置基準などの許認可を有し、補助金を交付する関係にあった。

Q 公務員辞職前に早大に接触したか。

A 自己の採用に関しては、【仲介役を装ったOB用】

何も示していない。1審判決しても子供は両親から支援されるべきだ」との認識が広がってきているという。

「親権争いは従来『父か母か』と選ぶものだった。しかし欧米では、離婚・別居で交流が断絶した親子の関係を修復して子供の利益を守る『家族の再統合プログラム』も実践されている。離婚が珍しくなくなりつつある日本もそうした取り組みが必要になってくるのではないか」と話した。

(小野田雄一)

文科省天下り想定問答の要旨(2面に関連記事)

Q 早大だったのか。

A 後輩に詳しい人がいる、と電話がなせ吉か。

Q 在職時7月下旬の朝、吉田氏の面談は早大に。

A 自分か可能性はある。連絡を取ったため、早大に面談をセッティングを依頼して電話で行った。

Q どのようを採用したのか。

広がる欧米方式

東京国際大学の小田切紀子教授(臨床心理学)によると、離婚する夫婦に養育費や面会交流の取り決めを義務付けた民法改正(平成23年)や、国境を越えた子供の連れ去りを禁じたハーグ条約への加盟(26年)などを機に、日本でも「離婚